住宅改修の流れ

（利用者）

相談窓口で住宅改修について相談します（市役所・地域包括支援センター・ケアマネジャー等）

要介護（支援）認定の申請をします

※該当項目
- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 床材の変更（滑り防止・移動の円滑化）
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器などへの便器の取替え
- その他上記に付帯する工事

支給限度基準額　２０万円

介護保険の対象であっても，浴槽の交換については，市の一般施策を一部利用可能です

（既に要介護（支援）認定を受けている方も含みます）

結果が要介護（支援）となった場合

自立の場合

介護保険制度・一般施策が利用できない場合

介護保険制度を利用します（高齢者支援室介護保険担当）

調布市の一般施策を利用します（高齢者支援室高齢福祉担当）

ケアマネジャー等の訪問により改修内容を検討します。また，住宅改修が必要な理由書の作成を依頼します

設備改修給付（対象限度額）
- 浴槽の取替え　379，000円
- 流し，洗面台の取替え　156，000円
- 便器の洋式化　106，000円

予防改修給付
※　介護保険の住宅改修該当項目と同一の内容

市に受領委任払い対象事業者として登録されていない事業者に工事を依頼する場合はこちらです

住宅改修を実施する工務店等へ見積・図面等の作成を依頼します。また，住宅改修費支給方法を選択します

住宅改修を実施する工務店等へ見積・図面等の作成を依頼します

住宅改修の事前申請（償還払い）をします
※　介護保険料を滞納している方，要介護（支援）認定を新規申請中の方，病院・施設等へ入院・入所中の方はこちらです

市が工事の計画内容について承認します
利用者へ承認通知を送付します

承認日以降に施工業者へ工事を発注します

工事着工　⇒　完了

利用者は住宅改修費用の全額を施工業者へ支払います

完了届（償還払い）を提出します
- ○　領収書
- ○　内訳書（請求書）
- ○　工事後の図面・写真

市が審査後，支給を決定します
利用者へ支給決定通知を送付します

市から利用者に住宅改修費が支給されます（対象金額のうち保険給付分）

住宅改修の事前申請（受領委任払い）をします
※　市に受領委任払いの対象事業者として登録されている事業者に限り利用が可能です

市が工事の計画内容について承認します
利用者及び受任事業者へ承認通知を送付します

承認日以降に受任事業者へ工事を発注します

工事着工　⇒　完了

利用者は本制度の対象金額のうち，利用者負担割合分を受任事業者に支払います。（本制度対象外の工事金額がある場合，それも支払います）

完了届（受領委任払い）を提出します
- ○　領収書
- ○　内訳書（請求書）
- ○　工事後の図面・写真

市が審査後，支給を決定します
利用者及び受任事業者へ支給決定通知を送付します

市から受任事業者に住宅改修費が支給されます（対象金額のうち保険給付分）

調布市地域包括支援センターに住宅改修の事前申請をします

市が工事の計画内容について承認します
利用者及び受任事業者へ承認通知を送付します

承認日以降に受任事業者へ工事を発注します

工事着工　⇒　完了

利用者は本制度の対象金額のうち，１割の自己負担分を受任事業者に支払います。（本制度対象外の工事金額がある場合，それも支払います）

完了届を提出します
- ○　領収書
- ○　内訳書（請求書）

市が審査後，支給を決定します

市から受任事業者に住宅改修費が支給されます（対象金額の９割）

バリアフリー適応住宅改修補助の利用

（都市整備部住宅課）